

大牟田市わくわくシティ基金事業審査会委員に係る市民公募実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大牟田市わくわくシティ基金事業審査会委員（以下「委員」という。）の市民募集の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の公募)

第2条 市長は、大牟田市附属機関設置条例（平成25年3月29日施行）別表1附属機関の欄に掲げる大牟田市わくわくシティ基金事業審査会の公募による市民について、市民から委員を公募する。

(委員の定数)

第3条 委員公募に係る委員の定数は、2名以内とする。

(公募申込者の要件)

第4条 委員公募に申し込むことができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、又は通勤・通学する18歳以上の者
- (2) 本市の市議会議員及び職員でない者
- (3) 現に本市の審議会等の委員を3以上兼任していない者

(申込期間)

第5条 委員公募の申込み期間は、公募した日から1カ月以内とする。

(申込方法)

第6条 委員公募に申込みをしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所、生年月日、性別及び電話番号
- (2) 申込みの動機、スポーツ・文化の振興を通じた青少年の人材育成に関する400字程度の作文

2 前項の規定による市民公募の申込みは、郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参により行うものとする。

(申込方法等の公表)

第7条 市長は、委員公募の申込みの方法等を次の各号のいずれかに掲げる方法により公表する。

- (1) 広報おおむたへの掲載
- (2) 市庁舎、市の公共施設等での掲示
- (3) インターネットによる本市のホームページ等への掲載

(委員の決定等)

第8条 市長は、第5条に規定する公募申込みの期間終了後、申込みのあった者のうちから別に定めるところにより委員を選考し、決定する。

（再公募）

第9条 市長は、委員公募が次の各号に該当する場合は、再公募を行うものとする。この場合において、第4条から前条までの規定は、委員の再公募について準用する。

- （1）委員公募の申込みがなかったとき。
- （2）前条の規定により委員として決定した者がいなかったとき。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、委員公募の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。